

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### ① 経済金融環境

当中間連結会計期間を顧みますと、世界的な在庫調整の進展や各国の大規模経済対策の効果等を背景に、景気の底入れ傾向が世界的に拡がりました。わが国でも、同様の動きとなったものの、生産活動は依然として低水準に留まり、企業の倒産件数は高水準で推移したほか、失業率が過去最高水準となる等、厳しい経済情勢が続きました。

金融資本市場に目を転じますと、各国の金融安定化策等を受けて短期金融市場は概ね落ち着きを取り戻す展開となりました。米国の長期市場金利は、国債需給悪化懸念の強まりから6月にかけて大きく上昇しましたが、投資家の堅調な需要が改めて確認されるなか、期末にかけて若干低下しました。わが国の長期市場金利も、一旦上昇したあと低下し、期末には期初対比ほぼ同水準となりました。株価は、景気回復期待の拡がりを背景に、世界的に上昇し、日経平均株価も1万円台を回復しました。円の対米ドル相場は、ドル短期市場金利の低下等を背景に、円高ドル安基調で推移しました。

金融界におきましては、4月と9月に開催された20カ国・地域首脳会議において、国際的な金融規制強化に関する合意がなされました。一方、国内では、わが国の金融・資本市場の競争力強化に向けて、6月に銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直し等を柱とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」が施行されました。

##### ② 中長期的な経営戦略

現行の中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」では、当行グループがお客さまに提供する付加価値である「先進性」「スピード」「提案・解決力」を極大化することによって、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指していくことを基本方針とし、経営目標として、

- 成長事業領域におけるトップクオリティの実現
- グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現
- 株主還元の充実

の3点を掲げております。

また、本計画におきましては、「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸として、戦略施策を展開しております。

#### ア 成長事業領域の重点的強化

今後大きく成長する事業領域にフォーカスし、その領域においてお客さまの期待を超える価値を提供することによってトップクオリティを実現、持続的成長を果たしてまいります。当行グループが特に注力する主な成長事業領域は以下の通りです。

- (ア) 個人向け金融コンサルティングビジネス
- (イ) 法人向けソリューションビジネス
- (ウ) グローバルマーケットにおける特定分野
- (エ) 支払・決済・コンシューマーファイナンス
- (オ) 投資銀行・信託業務

#### イ 持続的成長に向けた企業基盤の整備

中長期的な経営目標や戦略施策を主軸とした業績目標・評価制度の導入、成長事業領域においてトップクオリティに挑戦するプロフェッショナル集団を育成するための体制整備、戦略展開に柔軟に対応できるIT基盤・事務インフラ等の整備、コンプライアンス体制の強化、CS・品質管理の向上、ALM・リスク管理体制の高度化によって、付加価値の極大化を目指してまいります。

当行グループは、これらの戦略施策の遂行に全役職員一丸となって全力で取り組むと共に、事業環境の変化に適切に対応することで、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

#### ③ 営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、前連結会計年度末対比3,634億円増加して76兆238億円となり、譲渡性預金は、同8,827億円増加して8兆3,468億円となりました。

一方、貸出金は、海外での慎重なアセット運営の影響等を主因に、前連結会計年度末対比6,753億円減少の65兆4,073億円となりました。

総資産は、前連結会計年度末対比1兆5,534億円減少し、114兆2,959億円となりました。

損益面では、経常収益は、内外金利の低下を主因に貸出金利息等の資金運用収益が減少したこと等から、前中間連結会計期間対比17.8%減の1兆2,679億円となりました。また、経常費用は、預金利息等の資金調達費用が減少したほか、三井住友銀行での与信関係費用の減少を主因にその他経常費用が減少したこと等により、前中間連結会計期間対比22.8%減の1兆526億円となりました。その結果、経常利益は2,153億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は1,344億円となりました。

純資産は、前連結会計年度末対比1兆4,803億円増加の5兆9,989億円となりました。そのうち株主資本は、9月に実施した新株式の発行のほか、中間純利益の計上等により、前連結会計年度末対比1兆3,104億円増加の4兆278億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が88（前中間連結会計期間対比△0）%、その他事業が12（同+0）%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が80（前中間連結会計期間対比+5）%、米州が11（同+1）%、欧州・中近東、アジア・オセアニアは、各々5（同△3）%、4（同△3）%となりました。

連結自己資本比率は、15.05%となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前中間連結会計期間対比1兆1,197億円減少して△2兆9,260億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同1兆3,529億円減少して+1兆2,746億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同7,114億円増加して+7,994億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末対比8,521億円減少して2兆9,195億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比20億円の増益となる6,439億円、信託報酬は同7億円の減益となる5億円、役員取引等収支は同244億円の減益となる1,763億円、特定取引収支は同1,289億円の増益となる1,189億円、その他業務収支は同1,242億円の減益となる△197億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比77億円の減益となる5,058億円、信託報酬は同7億円の減益となる5億円、役員取引等収支は同167億円の減益となる1,423億円、特定取引収支は同1,196億円の増益となる1,058億円、その他業務収支は同1,357億円の減益となる△231億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比54億円の増益となる1,384億円、役員取引等収支は同80億円の減益となる340億円、特定取引収支は同93億円の増益となる130億円、その他業務収支は同114億円の増益となる34億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	513,623	133,066	△4,810	641,878
	当中間連結会計期間	505,847	138,478	△404	643,921
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	768,463	340,952	△41,174	1,068,241
	当中間連結会計期間	654,104	206,653	△51,883	808,874
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	254,840	207,886	△36,363	426,363
	当中間連結会計期間	148,257	68,175	△51,479	164,952
信託報酬	前中間連結会計期間	1,244	—	—	1,244
	当中間連結会計期間	518	—	—	518
役員取引等収支	前中間連結会計期間	159,060	42,104	△303	200,860
	当中間連結会計期間	142,343	34,046	△12	176,377
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	220,109	47,354	△528	266,935
	当中間連結会計期間	204,717	37,897	△603	242,011
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	61,049	5,250	△225	66,075
	当中間連結会計期間	62,373	3,851	△591	65,633
特定取引収支	前中間連結会計期間	△13,769	3,767	—	△10,001
	当中間連結会計期間	105,830	13,071	—	118,901
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	8,701	5,546	△10,448	3,798
	当中間連結会計期間	113,351	20,869	△15,319	118,901
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	22,471	1,778	△10,448	13,800
	当中間連結会計期間	7,520	7,798	△15,319	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	112,578	△8,049	—	104,529
	当中間連結会計期間	△23,137	3,419	—	△19,717
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	176,015	6,765	—	182,780
	当中間連結会計期間	82,527	6,137	—	88,664
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	63,436	14,814	—	78,251
	当中間連結会計期間	105,664	2,717	—	108,382

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間15百万円、当中間連結会計期間10百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比6兆1,562億円増加して98兆6,775億円、利回りは同0.67%減少して1.64%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同5兆1,614億円増加して97兆7,960億円、利回りは同0.58%減少して0.34%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比6兆6,918億円増加して84兆7,230億円、利回りは同0.43%減少して1.54%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は4兆8,363億円増加して88兆9,530億円、利回りは同0.28%減少して0.33%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比457億円増加して16兆1,089億円、利回りは同1.68%減少して2.57%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同9,064億円増加して10兆9,977億円、利回りは同2.88%減少して1.24%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	78,031,159	768,463	1.97
	当中間連結会計期間	84,723,001	654,104	1.54
うち貸出金	前中間連結会計期間	53,448,176	563,278	2.11
	当中間連結会計期間	56,472,185	527,157	1.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	21,141,641	164,588	1.56
	当中間連結会計期間	24,829,046	113,090	0.91
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	381,996	3,059	1.60
	当中間連結会計期間	337,253	1,168	0.69
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	23,323	69	0.60
	当中間連結会計期間	14,720	12	0.17
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	319,468	1,782	1.12
	当中間連結会計期間	1,610,196	2,083	0.26
うち預け金	前中間連結会計期間	1,160,852	7,918	1.36
	当中間連結会計期間	196,436	1,011	1.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	84,116,714	254,840	0.61
	当中間連結会計期間	88,953,039	148,257	0.33
うち預金	前中間連結会計期間	66,154,430	115,078	0.35
	当中間連結会計期間	68,396,237	58,847	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,853,545	9,112	0.64
	当中間連結会計期間	7,455,622	10,698	0.29
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	2,941,209	8,209	0.56
	当中間連結会計期間	1,777,022	1,369	0.15
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	201,025	597	0.59
	当中間連結会計期間	369,710	231	0.13
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,714,141	44,575	1.89
	当中間連結会計期間	2,774,369	4,050	0.29
うち借入金	前中間連結会計期間	3,577,381	46,212	2.58
	当中間連結会計期間	4,453,862	55,798	2.51
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	150,121	173	0.23
うち社債	前中間連結会計期間	3,442,142	34,380	2.00
	当中間連結会計期間	3,353,039	32,637	1.95

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間810,399百万円、当中間連結会計期間855,600百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間7,810百万円、当中間連結会計期間9,410百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,810百万円、当中間連結会計期間9,410百万円)及び利息(前中間連結会計期間15百万円、当中間連結会計期間10百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	16,063,275	340,952	4.25
	当中間連結会計期間	16,108,983	206,653	2.57
うち貸出金	前中間連結会計期間	11,432,111	259,301	4.54
	当中間連結会計期間	11,480,785	167,350	2.92
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,435,809	22,209	3.09
	当中間連結会計期間	1,432,357	12,399	1.73
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	421,490	6,044	2.87
	当中間連結会計期間	742,740	2,091	0.56
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	213,736	1,688	1.58
	当中間連結会計期間	12,742	328	5.16
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,836,923	25,123	2.74
	当中間連結会計期間	1,827,802	5,805	0.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,091,311	207,886	4.12
	当中間連結会計期間	10,997,794	68,175	1.24
うち預金	前中間連結会計期間	7,605,115	90,622	2.38
	当中間連結会計期間	7,192,349	21,894	0.61
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	749,722	16,860	4.50
	当中間連結会計期間	1,612,225	7,914	0.98
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	593,957	7,230	2.43
	当中間連結会計期間	919,133	2,200	0.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	487,574	4,499	1.85
	当中間連結会計期間	418,756	474	0.23
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	356,730	8,210	4.60
	当中間連結会計期間	389,527	3,819	1.96
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	280,374	9,076	6.47
	当中間連結会計期間	236,620	5,628	4.76

(注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎、四半期毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間83,339百万円、当中間連結会計期間166,657百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	94,094,435	△1,573,160	92,521,275	1,109,416	△41,174	1,068,241	2.31
	当中間連結会計期間	100,831,985	△2,154,451	98,677,533	860,758	△51,883	808,874	1.64
うち貸出金	前中間連結会計期間	64,880,288	△1,215,237	63,665,050	822,579	△33,337	789,242	2.48
	当中間連結会計期間	67,952,971	△1,911,094	66,041,876	694,507	△50,744	643,763	1.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	22,577,450	—	22,577,450	186,798	△4,812	181,985	1.61
	当中間連結会計期間	26,261,404	—	26,261,404	125,489	△459	125,030	0.95
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	803,487	—	803,487	9,104	—	9,104	2.27
	当中間連結会計期間	1,079,994	—	1,079,994	3,260	—	3,260	0.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	237,060	—	237,060	1,758	—	1,758	1.48
	当中間連結会計期間	27,462	—	27,462	341	—	341	2.49
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間	319,468	—	319,468	1,782	—	1,782	1.12
	当中間連結会計期間	1,610,196	—	1,610,196	2,083	—	2,083	0.26
うち預け金	前中間連結会計期間	2,997,776	△357,158	2,640,617	33,041	△2,740	30,301	2.30
	当中間連結会計期間	2,024,239	△241,978	1,782,260	6,816	△679	6,137	0.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	94,208,026	△1,573,371	92,634,654	462,726	△36,363	426,363	0.92
	当中間連結会計期間	99,950,833	△2,154,767	97,796,066	216,432	△51,479	164,952	0.34
うち預金	前中間連結会計期間	73,759,546	△357,369	73,402,176	205,701	△2,740	202,960	0.55
	当中間連結会計期間	75,588,587	△242,048	75,346,538	80,742	△679	80,062	0.21
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,603,267	—	3,603,267	25,972	—	25,972	1.44
	当中間連結会計期間	9,067,847	—	9,067,847	18,613	—	18,613	0.41
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	3,535,166	—	3,535,166	15,440	—	15,440	0.87
	当中間連結会計期間	2,696,155	—	2,696,155	3,569	—	3,569	0.26
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	688,599	—	688,599	5,097	—	5,097	1.48
	当中間連結会計期間	788,466	—	788,466	705	—	705	0.18
うち債券貸借 取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,714,141	—	4,714,141	44,575	—	44,575	1.89
	当中間連結会計期間	2,774,369	—	2,774,369	4,050	—	4,050	0.29
うち借入金	前中間連結会計期間	3,934,112	△1,215,237	2,718,874	54,423	△33,623	20,800	1.53
	当中間連結会計期間	4,843,390	△1,911,340	2,932,049	59,617	△50,799	8,817	0.60
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	150,121	—	150,121	173	—	173	0.23
うち社債	前中間連結会計期間	3,722,516	—	3,722,516	43,456	—	43,456	2.33
	当中間連結会計期間	3,589,660	—	3,589,660	38,265	—	38,265	2.13

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎、四半期毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間893,527百万円、当中間連結会計期間1,022,187百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間7,810百万円、当中間連結会計期間9,410百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間7,810百万円、当中間連結会計期間9,410百万円)及び利息(前中間連結会計期間15百万円、当中間連結会計期間10百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比249億円減少して2,420億円、一方役務取引等費用は同4億円減少して656億円となったことから、役務取引等収支は同244億円の減益となる1,763億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比153億円減少して2,047億円、一方役務取引等費用は同13億円増加して623億円となったことから、役務取引等収支は同167億円の減益となる1,423億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比94億円減少して378億円、一方役務取引等費用は同13億円減少して38億円となったことから、役務取引等収支は同80億円の減益となる340億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	220,109	47,354	△528	266,935
	当中間連結会計期間	204,717	37,897	△603	242,011
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	11,586	34,484	—	46,070
	当中間連結会計期間	10,646	23,875	△5	34,515
うち為替業務	前中間連結会計期間	62,649	4,833	△0	67,483
	当中間連結会計期間	57,982	3,665	△0	61,647
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	9,389	0	—	9,390
	当中間連結会計期間	7,497	0	—	7,497
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,625	0	—	7,625
	当中間連結会計期間	7,453	—	—	7,453
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3,701	2	—	3,704
	当中間連結会計期間	3,575	1	—	3,577
うち保証業務	前中間連結会計期間	21,579	2,791	△142	24,228
	当中間連結会計期間	19,510	5,960	△122	25,347
うちクレジットカード 関連業務	前中間連結会計期間	3,392	—	—	3,392
	当中間連結会計期間	3,132	—	—	3,132
役務取引等費用	前中間連結会計期間	61,049	5,250	△225	66,075
	当中間連結会計期間	62,373	3,851	△591	65,633
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,470	1,746	△71	15,144
	当中間連結会計期間	12,917	1,910	△62	14,764

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,151億円増加して1,189億円、一方特定取引費用は同138億円減少したことから、特定取引収支は同1,289億円の増益となる1,189億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,046億円増加して1,133億円、一方特定取引費用は同149億円減少して75億円となったことから、特定取引収支は同1,196億円の増益となる1,058億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比153億円増加して208億円、一方特定取引費用は同60億円増加して77億円となったことから、特定取引収支は同93億円の増益となる130億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	8,701	5,546	△10,448	3,798
	当中間連結会計期間	113,351	20,869	△15,319	118,901
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	197	96	—	293
	当中間連結会計期間	369	—	—	369
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,627	70	—	1,697
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	4,998	5,450	△10,448	—
	当中間連結会計期間	111,040	20,799	△15,319	116,520
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	3,504	—	—	3,504
	当中間連結会計期間	314	—	—	314
特定取引費用	前中間連結会計期間	22,471	1,778	△10,448	13,800
	当中間連結会計期間	7,520	7,798	△15,319	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	646	—	—	646
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	21,824	1,778	△10,448	13,154
	当中間連結会計期間	7,520	7,798	△15,319	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比9,524億円増加して4兆7,545億円、特定取引負債残高は同1兆1,698億円増加して3兆4,699億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比8,665億円増加して4兆8億円、特定取引負債残高は同1兆686億円増加して2兆8,188億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比883億円増加して7,857億円、特定取引負債残高は同1,036億円増加して6,830億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,134,334	697,310	△29,501	3,802,142
	当中間連結会計期間	4,000,868	785,703	△32,026	4,754,546
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	81,445	12,489	—	93,935
	当中間連結会計期間	675,274	47,688	—	722,962
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	139	—	—	139
	当中間連結会計期間	841	—	—	841
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	12,098	—	—	12,098
	当中間連結会計期間	8,296	—	—	8,296
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,982,408	684,820	△29,501	2,637,727
	当中間連結会計期間	2,978,503	730,629	△32,026	3,677,106
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	1,058,241	—	—	1,058,241
	当中間連結会計期間	337,953	7,386	—	345,339
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,750,172	579,410	△29,501	2,300,080
	当中間連結会計期間	2,818,862	683,064	△32,026	3,469,900
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	14,717	6,025	—	20,742
	当中間連結会計期間	5,443	1,010	—	6,454
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	136	—	—	136
	当中間連結会計期間	658	—	—	658
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	12,236	—	—	12,236
	当中間連結会計期間	8,398	—	—	8,398
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,723,081	573,385	△29,501	2,266,965
	当中間連結会計期間	2,804,362	682,053	△32,026	3,454,389
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

⑤ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	66,328,177	7,302,054	73,630,232
	当中間連結会計期間	69,111,982	6,911,904	76,023,886
うち流動性預金	前中間連結会計期間	39,802,497	5,833,664	45,636,161
	当中間連結会計期間	41,692,918	5,215,281	46,908,199
うち定期性預金	前中間連結会計期間	22,393,425	1,462,005	23,855,431
	当中間連結会計期間	23,897,817	1,690,523	25,588,341
うちその他	前中間連結会計期間	4,132,254	6,384	4,138,639
	当中間連結会計期間	3,521,247	6,098	3,527,346
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,419,912	841,765	3,261,678
	当中間連結会計期間	6,421,066	1,925,755	8,346,822
総合計	前中間連結会計期間	68,748,090	8,143,820	76,891,910
	当中間連結会計期間	75,533,049	8,837,659	84,370,709

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

⑥ 国内・海外別貸出金残高の状況  
ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日現在	
	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	52,909,375	100.00
製造業	5,755,483	10.88
農業、林業、漁業及び鉱業	110,967	0.21
建設業	1,219,814	2.31
運輸、情報通信、公益事業	3,204,580	6.06
卸売・小売業	5,147,110	9.73
金融・保険業	5,547,021	10.47
不動産業	7,588,347	14.34
各種サービス業	5,881,812	11.12
地方公共団体	781,875	1.48
その他	17,672,360	33.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	11,460,137	100.00
政府等	31,509	0.27
金融機関	959,845	8.38
商工業	9,353,491	81.62
その他	1,115,291	9.73
合計	64,369,513	—

業種別	平成21年9月30日現在	
	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	56,384,437	100.00
製造業	6,797,614	12.06
農業、林業、漁業及び鉱業	127,766	0.23
建設業	1,191,036	2.11
運輸、情報通信、公益事業	3,280,408	5.82
卸売・小売業	4,675,612	8.29
金融・保険業	5,629,098	9.98
不動産業、物品賃貸業	8,439,163	14.97
各種サービス業	4,320,199	7.66
地方公共団体	1,110,144	1.97
その他	20,813,392	36.91
海外及び特別国際金融取引勘定分	9,022,907	100.00
政府等	30,733	0.34
金融機関	519,845	5.76
商工業	7,566,302	83.86
その他	906,025	10.04
合計	65,407,344	—

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。  
2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。  
3 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成20年9月30日	アルゼンチン	4
	合計	4
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
平成21年9月30日	アイスランド	4,018
	ウクライナ	3,622
	その他(2カ国)	55
	合計	7,696
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.01)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

⑦ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	8,500,136	—	8,500,136
	当中間連結会計期間	16,299,757	—	16,299,757
地方債	前中間連結会計期間	395,022	—	395,022
	当中間連結会計期間	322,541	—	322,541
社債	前中間連結会計期間	3,825,423	—	3,825,423
	当中間連結会計期間	3,734,611	—	3,734,611
株式	前中間連結会計期間	3,318,361	—	3,318,361
	当中間連結会計期間	2,921,558	—	2,921,558
その他の証券	前中間連結会計期間	3,793,897	1,617,457	5,411,355
	当中間連結会計期間	3,090,540	1,553,439	4,643,980
合計	前中間連結会計期間	19,832,840	1,617,457	21,450,298
	当中間連結会計期間	26,369,009	1,553,439	27,922,449

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

## (4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社であります。

## ① 信託財産の運用／受入の状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
貸出金	222,540	16.69	221,900	19.34	222,030	17.58
有価証券	349,145	26.18	357,836	31.19	392,812	31.10
受託有価証券	3,412	0.25	3,126	0.27	3,096	0.25
金銭債権	620,628	46.54	387,698	33.79	501,399	39.70
有形固定資産	—	—	35	0.00	45	0.00
無形固定資産	126	0.01	32	0.00	33	0.00
その他債権	2,703	0.20	3,310	0.29	4,329	0.34
コールローン	225	0.02	30,647	2.67	54,687	4.33
銀行勘定貸	106,932	8.02	111,667	9.74	60,918	4.82
現金預け金	26,467	1.98	31,117	2.71	22,179	1.76
その他	1,462	0.11	—	—	1,462	0.12
合計	1,333,644	100.00	1,147,370	100.00	1,262,993	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
金銭信託	465,474	34.90	522,996	45.58	521,804	41.31
金銭信託以外の金銭の信託	220,150	16.51	220,012	19.18	220,287	17.44
有価証券の信託	3,428	0.26	3,138	0.27	3,102	0.25
金銭債権の信託	553,396	41.49	378,002	32.95	437,734	34.66
動産の信託	—	—	81	0.01	10	0.00
包括信託	89,732	6.73	23,117	2.01	78,569	6.22
その他の信託	1,462	0.11	21	0.00	1,485	0.12
合計	1,333,644	100.00	1,147,370	100.00	1,262,993	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	—	—
農業、林業、漁業及び鉱業	100,000	44.94
建設業	—	—
運輸、情報通信、公益事業	840	0.38
卸売・小売業	—	—
金融・保険業	1,200	0.54
不動産業	120,000	53.92
各種サービス業	500	0.22
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	222,540	100.00

業種別	当中間連結会計期間 (平成21年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	—	—
農業、林業、漁業及び鉱業	100,000	45.07
建設業	—	—
運輸、情報通信、公益事業	700	0.31
卸売・小売業	—	—
金融・保険業	1,200	0.54
不動産業、物品賃貸業	120,000	54.08
各種サービス業	—	—
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	221,900	100.00

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益 (除く国債等債券損益)	735,053 (739,613)	719,348 (680,458)	△15,705 (△59,155)
うち信託報酬	1,244	518	△726
経費(除く臨時処理分)	356,566	341,710	△14,856
人件費	121,669	124,114	2,445
物件費	216,070	199,802	△16,268
税金	18,825	17,793	△1,032
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益)	378,486 (383,047)	377,637 (338,748)	△849 (△44,299)
一般貸倒引当金繰入額 ①	3,729	△47,647	△51,376
業務純益	374,757	425,285	50,528
うち国債等債券損益	△4,560	38,889	43,449
臨時損益	△252,649	△278,196	△25,547
不良債権処理額 ②	220,414	204,622	△15,792
株式等損益	△17,184	△36,850	△19,666
株式等売却益	5,412	4,230	△1,182
株式等売却損	587	348	△239
株式等償却	22,009	40,731	18,722
その他臨時損益	△15,049	△36,724	△21,675
経常利益	122,108	147,089	24,981
特別損益	△1,228	△1,982	△754
うち固定資産処分損益	△60	△656	△596
うち減損損失	1,168	1,397	229
うち償却債権取立益 ③	0	70	70
税引前中間純利益	120,879	145,106	24,227
法人税、住民税及び事業税	7,152	21,637	14,485
法人税等調整額	33,332	10,839	△22,493
法人税等合計	40,484	32,477	△8,007
中間純利益	80,394	112,628	32,234

与信関係費用 ①+②-③	224,143	156,903	△67,240
一般貸倒引当金繰入額	3,729	△47,647	△51,376
貸出金償却	119,444	82,501	△36,943
個別貸倒引当金繰入額	86,407	89,504	3,097
貸出債権売却損等	14,563	32,770	18,207
特定海外債権引当勘定繰入額	0	△153	△153
償却債権取立益	0	70	70

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+信託報酬+役員取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 国債等債券損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回り ①	1.76	1.46	△0.30
貸出金利回り ③	2.01	1.77	△0.24
有価証券利回り	1.20	0.82	△0.38
(2) 資金調達原価 ②	1.29	1.03	△0.26
資金調達利回り	0.39	0.22	△0.17
預金等利回り ④	0.26	0.15	△0.11
外部負債利回り	0.66	0.30	△0.36
経費率	0.90	0.81	△0.09
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.47	0.43	△0.04
預貸金利鞘 ③-④	1.75	1.62	△0.13

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+売渡手形+コマーシャル・ペーパー+借入金+短期社債

### 3 預金・貸出金の状況(単体)

#### (1) 銀行勘定

##### ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	66,918,037	68,846,649	1,928,612
預金(平残)	66,619,650	68,349,287	1,729,637
貸出金(末残)	58,541,953	58,898,698	356,745
貸出金(平残)	57,775,858	59,586,248	1,810,390

(注) 預金には譲渡性預金を含めておりません。

##### ② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	34,299,041	35,172,161	873,120
法人	29,256,628	30,578,362	1,321,734
合計	63,555,669	65,750,523	2,194,854

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### ③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	14,688,739	15,156,150	467,411
住宅ローン残高	13,759,387	14,239,885	480,498
その他ローン残高	929,351	916,264	△13,087

##### ④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	35,648,677	34,682,344	△966,333
総貸出金残高	②	百万円	48,306,794	51,460,576	3,153,782
中小企業等貸出金比率	①／②	%	73.79	67.39	△6.40
中小企業等貸出先件数	③	件	1,926,868	1,929,298	2,430
総貸出先件数	④	件	1,931,152	1,933,453	2,301
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.77	99.78	0.01

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高  
該当ありません。

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高  
該当ありません。

③ 消費者ローン残高  
該当ありません。

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	840	700	△140
総貸出金残高	②	百万円	222,540	221,900	△640
中小企業等貸出金比率	①／②	%	0.37	0.31	△0.06
中小企業等貸出先件数	③	件	2	3	1
総貸出先件数	④	件	6	6	—
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	33.33	50.00	16.67

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	1,262,959
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,603,512	2,201,645
	利益剰余金	937,845	563,267
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	78,558	93,366
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△56,178	△80,200
	新株予約権	56	74
	連結子会社の少数株主持分	1,664,060	1,622,453
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,409,104	1,387,508
	営業権相当額(△)	1	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	42,602	40,146
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	33,170
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,693,121	5,403,515
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	—
計 (A)	4,693,121	5,403,515	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	463,820	504,212	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	267,589	243,254
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	37,209	37,183
	一般貸倒引当金	50,165	63,991
	適格引当金が期待損失額を上回る額	35,825	—
	負債性資本調達手段等	2,368,389	2,341,164
	うち永久劣後債務(注) 4	870,112	676,165
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,498,277	1,664,999
	計	2,759,179	2,685,593
うち自己資本への算入額 (B)	2,759,179	2,685,593	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	364,253	334,461
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	7,088,047	7,754,647
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	46,603,804	40,663,253
	オフ・バランス取引等項目	9,842,851	7,756,615
	信用リスク・アセットの額 (F)	56,446,656	48,419,869
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H)/8% (G)	274,120	207,995
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	21,929	16,639
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (J)/8% (I)	2,798,115	2,888,972
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	223,849	231,117
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	59,518,891	51,516,837
連結自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		11.90%	15.05%
(参考)Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		7.88%	10.48%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年9月30日現在210,003百万円、平成21年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年9月30日現在931,945百万円、平成21年9月30日現在619,679百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年9月30日現在938,624百万円、平成21年9月30日現在1,080,703百万円であります。
- 3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限り限られております。
- 6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	1,262,959
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	665,033	1,263,006
	その他資本剰余金	702,514	702,514
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	960,713	594,102
	その他(※)	975,468	1,230,971
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	78,558	93,366
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	42,602	40,146
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	4,731	65,188
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	3,842,825	4,854,852
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	89,888	—
計 (A)	3,752,936	4,854,852	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	451,320	491,712	
うち海外特別目的会社の発行する優 先出資証券(※)	960,706	1,213,713	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	271,551	242,546
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	30,720	30,695
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等(注) 4	2,715,287	2,421,460
	うち永久劣後債務(注) 5	853,112	659,165
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 6	1,426,277	1,600,999
	計	3,017,559	2,694,702
うち自己資本への算入額 (B)	3,017,559	2,694,702	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 7 (D)	270,538	375,736
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,499,957	7,173,817
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	41,656,319	36,251,440
	オフ・バランス取引等項目	8,243,472	6,702,197
	信用リスク・アセットの額 (F)	49,899,792	42,953,637
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	199,528	156,655
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	15,962	12,532
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	1,864,574	2,188,701
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	149,165	175,096
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	298,102
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	51,963,894	45,597,097
単体自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		12.50%	15.73%
(参考) Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		7.22%	10.64%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年9月30日現在210,003百万円、平成21年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年9月30日現在858,453百万円、平成21年9月30日現在517,755百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年9月30日現在768,565百万円、平成21年9月30日現在970,970百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 「負債性資本調達手段等」には、告示第17条第3項に基づく海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度を超過するものうち、補完的項目の算入対象となる額を平成20年9月30日現在435,897百万円、平成21年9月30日現在161,295百万円含めて記載しております。
- 5 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 6 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 7 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当行及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下8件の優先出資証券であります。また、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、当行の海外特別目的会社が発行している7件の優先出資証券が含まれております。

1. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited	SMBC Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	SMBC Preferred Capital USD 3 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ① 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMBC Preferred Capital JPY 2 Limited			
発行証券の種類	配当非累積の永久優先出資証券			
償還期限	定めず			
任意償還	Series A	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series E	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series B	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series F	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series C	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series G	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series D	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
発行総額	698,900百万円			
	Series A	113,000百万円	Series E	33,000百万円
	Series B	140,000百万円	Series F	2,000百万円
	Series C	140,000百万円	Series G	125,700百万円
	Series D	145,200百万円		
払込日	Series A、B、C及びD	平成20年12月18日	Series E、F及びG	平成21年1月22日
配当率	Series A	固定(ただし、平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	Series E	固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series B	固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series F	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series C	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series G	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series D	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)		
配当日	毎年1月25日及び7月25日			
配当停止条件	<p>強制配当停止事由</p> <p>① 当行に「清算事由<sup>(注)1</sup>」又は「支払不能事由<sup>(注)2</sup>」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。</p> <p>② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。</p> <p>任意配当停止事由</p> <p>「監督事由<sup>(注)3</sup>」に抵触する場合、又は、当行優先株式<sup>(注)4</sup>が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っている場合には、配当が減額又は停止できる。</p>			
配当制限	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。			
分配可能額制限	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。			
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。			
残余財産分配請求権	当行優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格			

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

## 2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 <sup>(注)5</sup> を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 <sup>(注)8</sup> (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した金額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 <sup>(注)5</sup> 又は配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来する場合には、監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。))又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,691	2,890
危険債権	5,258	7,672
要管理債権	2,820	1,857
正常債権	653,434	642,422

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当行グループでは、平成21年度を、「基本原則に則った業務運営の徹底により、守りを固めつつ、着実な成長を目指す年」と位置付け、グループ各社の基盤となる業務において「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」の3つのコントロールを意識した業務運営を徹底するとともに、中長期的な成長の実現に向けて「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」と「成長事業領域の強化」に取り組んでまいります。

### ① 「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」のコントロール

経費投入につきましては、一段と厳しい目線で、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、事業の効率性の向上を図っていくことにより、当行単体での経費率を40%台にコントロールしてまいります。

クレジットコストのコントロールにつきましては、更なる事業環境の悪化も念頭に置きつつ、リスクへの感度を一段と高め、ボトムライン収益確保に向けた業務運営を徹底してまいります。当行グループでは、バーゼルⅡ（新BIS規制）への対応を着実に進め、オペレーショナルリスクについては平成20年3月末より先進的計測手法を導入済であります。信用リスクについても平成21年3月末から先進的内部格付手法を導入し、より高度なリスク管理体制を整備しております。また、当行では、国際与信管理部を中心に海外与信の管理を強化しております。加えて、「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」という金融機関が抱える様々なリスクの管理機能を、リスク管理部門に集約し、リスク横断的なレビューを強化するなど、リスク管理態勢の高度化を図っております。

リスクアセットのコントロールにつきましては、財務目標の一つであります「連結Tier I比率8%程度」を継続的に維持するべく取り組むとともに、不透明な経営環境を踏まえ、リスクに見合ったリターンの確保に向けた取組みを強化してまいります。同時に、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、「Follow the Basics」というキーワードの下、商業銀行の事業基盤に基づく基本原則に則った業務運営を継続的に強化することを通じて、着実な成長を目指してまいります。更に、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいりますほか、CS・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化すること等を通じて、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

## ② グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

三井住友フィナンシャルグループでは、今後形成される新たな金融秩序の下においても競争力を維持し、持続的成長を実現していくためには、資本の質・量の両面における拡充が必要であるとの認識から、本年5月に普通株式の発行を決議、7月には発行価額の総額で8,610億円に上る増資を完了いたしました。本件増資によって強化された資本基盤をもとに、円滑な資金供給という商業銀行としての責務を果たすとともに、競争力を強化し持続的成長を実現していくことで、中長期的な株主価値向上に繋げてまいりたいと考えております。

また、三井住友フィナンシャルグループは、グローバル化の進展に応じた体制強化も視野に入れ、引き続き、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

## ③ 成長事業領域の強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

当行グループでは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。特に中小企業のお客さまの資金調達ニーズに対しましては、当行では、無担保で第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、幅広いお客さまにご利用頂いているほか、緊急保証制度を含む保証協会保証付貸出を中心に積極的な取組みを行っております。加えて、有担保の「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまの様々な資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。今後も引き続き、健全な中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に確りと取り組んでまいります。更に、お客さまの多様な経営課題に的確に応える質の高いソリューションの提供にも、積極的に取り組んでまいります。具体的には、当行では、個人・法人・海外といった事業領域にまたがる分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザー本部、プライベート・アドバイザー本部、グローバル・アドバイザー部を整備し、これらの組織を通じた「V-KIP(Value, Knowledge, Information, Profit)」の共有により、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートや、ソリューション提供力の強化に取り組んでおります。

グループ一体となったソリューション提供につきましても、積極的に取り組んでまいります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、昨年12月に住友商事株式会社との間で戦略的共同事業化を行った航空機オペレーティングリース事業や、ユーザー・サプライヤー向け財務・販売ソリューション提供等を推進してまいります。また、株式会社日本総合研究所では、経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築等、既存業務の強化を通じ、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

加えて、本年10月には、日興コーディアル証券株式会社を当行の100%子会社とし、グループの一員に迎え入れました。世界的な銀証一体化の動きの加速や、国内におけるファイアーウォール規制の見直し等、金融業界を取り巻く環境が大きく変化するなか、日興コーディアル証券との緊密な協働により、銀証融合のビジネスモデルを追求し、グローバル企業から中堅中小企業まで幅広いお客さまのニーズに、銀行・証券の垣根を越えた質の高いサービスを提供してまいります。

#### (個人向け金融コンサルティングビジネス)

当行では、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」の実現を目指してまいります。具体的には、本年8月より全店で取扱いを開始した平準払保険等や個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社がご提供する投資一任契約に基づく資産運用サービスや日興コーディアル証券株式会社と共同開発した投資信託等の商品ラインアップの一層の充実を図ってまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上にも努めてまいります。

加えて、日興コーディアル証券株式会社を当行グループの一員として迎え入れたことにより、リテールプラットフォームは預かり資産65兆円、営業員約9,800人、全国約600拠点と飛躍的に拡大いたしますが、この強固なプラットフォームに、これまで当行、日興コーディアル証券株式会社それぞれが築きあげてきたコンサルティングビジネスのノウハウや商品・サービスを連携して投入していくことで、リテール金融ビジネスの更なる強化を行い、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

#### (支払・決済・コンシューマーファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、三井住友カード株式会社と株式会社セディナの2社体制を通じ、グループトータルでのスケールメリットを追求するとともに各社の強みを活かしたトップライシナジーを極大化し、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。

また、コンシューマーファイナンス事業につきましては、グループ各社との戦略的提携を通じて、マーケットシェアの拡大とともに事業の効率化を進め、個人のお客さまの健全な資金ニーズにお応えしてまいります。本年7月にオリックス・クレジット株式会社を連結子会社化したことによって、変容する市場においてプレゼンスを更に向上し、より一層幅広いお客さまのニーズにお応えできると考えております。

#### (グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当行グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、まず三井住友銀行(中国)有限公司を通じ、これまで以上に中国地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。また、アジア・大洋州本部におきましても、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。加えて、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいりますほか、英国の大手金融機関であるパークレイズ・ピーエルシーとの間でウェルスマネジメント分野や南アフリカ等における業務協働につきましても、具体的な検討を進めております。

当行を始め、三井住友フィナンシャルグループは、今後、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

#### 4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものであります。

##### 24 各種の規制及び法制度等

###### (1) コンプライアンス体制等

当行グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制及び法制度の適用並びに金融当局の監督を受けております。当行グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

###### (2) 各種の規制及び法制度等の変更

当行グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これら法令等及びその解釈は常に変更される可能性があります。その内容によっては当行グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。例えば、バーゼル銀行監督委員会は平成21年7月に自己資本比率規制(いわゆる「バーゼルⅡ」)の枠組みの強化を公表しておりますが、こうした自己資本比率規制の強化や、近時の世界的な市場の混乱への対応として、金融政策及び時価会計の見直しを含む会計基準等の変更がなされた場合は、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成21年8月30日の衆議院議員選挙において民主党が過半数の議席を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。今後実施される政策や、規制の変更等により、日本経済、金融市場、金融業界又は当行グループのビジネス戦略に影響が生じ、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 25 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得に係るリスク

当行は、平成21年10月1日付で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社(以下「旧・日興コーディアル」)の全ての事業(一部資産・負債を除く)及びホールセール証券事業を主とするシティグループ証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興シティグループ証券株式会社)の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業等(以下、「対象事業等」と総称する。)を会社分割により承継した日興コーディアル証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興コーディアル証券分割準備株式会社)(以下「日興コーディアル証券」)のすべての株式を取得し、当行の完全子会社としました。なお、当行は、当該株式取得を通じて、現物出資等により旧・日興コーディアルまたは日興コーディアル証券分割準備株式会社が承継または譲り受けた対象事業等に関する関係会社の株式、政策保有株式、「日興」に関連する商標権を含むその他資産についても間接的に取得しました。

当行グループによる対象事業等の取得は、日興コーディアル証券の顧客サービスと、当行グループの商業銀行の事業基盤に基づく業務運営とを融合させた新たな複合金融ビジネスの展開により、成長力を更に高めていくことを狙いとするものですが、対象事業等の取得及び取得後の事業展開には、以下の事項を含む種々のリスクを伴います。

(1) 対象事業等と当行グループの既存事業との融合に関するリスク

当行グループは、日興コーディアル証券と同規模の証券事業を行った経験がなく、当行グループが企図している事業戦略が奏功せず、想定した成果が得られない可能性や、当行の経営成績及び財政状態に予期しない悪影響を及ぼす可能性があります。また、当行グループの既存事業と対象事業等の融合に関連する国内外の法規制の動向が、事業の融合の時期やその実現に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 対象事業等の取得により想定している成果が得られないリスク

当行グループは、対象事業等の有する将来性等を見込んだうえで対象事業等を取得しましたが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や対象事業等に関わる従業員が流出した場合、顧客基盤の引継ぎが円滑に行えない場合、対象事業等の取得の結果として他の提携先や出資・買収先との関係が悪化し、又は、提携関係等の見直しを余儀なくされる場合等には、想定した成果が得られない可能性や、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、従来、株式会社大和証券グループ本社との間の合弁会社である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券エスエムビーシー」)をホールセール証券事業の中核として事業展開しておりますが、平成21年9月10日付で、株式会社大和証券グループ本社との間で、大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業を、関係当局への各種手続きを前提に、解消することにつき合意しました。今後は、日興コーディアル証券自身におけるホールセール証券事業の強化に加えて、平成21年10月1日付で日興コーディアル証券がシティグループ証券株式会社との間で締結した各種業務協働を中心とする戦略的業務提携契約により、ホールセール証券事業の更なる強化を企図していますが、これらの強化が企図するとおり実現せず若しくはその想定している成果が得られないこと及び大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業の解消が、当該ホールセール証券事業の強化並びに当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 無形固定資産の計上に関するリスク

当行グループは、対象事業等の取得により、のれん等の無形固定資産(現時点における概算額で2,000億円台半ば)を計上する見込みです。のれん等については主に20年で償却することを想定していますが、収益性の低下等によって減損処理が必要となる可能性があります。こうしたのれん等の無形固定資産の減損は、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 対象事業等の取得に想定外の費用や責任が生じるリスク

当行グループは、対象事業等の取得を決定する際に対象事業等の精査を行っていますが、当行グループが対象事業等に係るリスクを全て把握できていないとは限らず、対象事業等の取得に関して想定外の費用や責任を負担することとなる可能性があります。また、事業の融合に要する費用が、想定よりも増加する可能性があります。

(5) 対象事業等に関するリスク

対象事業等には、以下の事項を含む種々のリスクがあるものと認識しています。これらのリスクの中には、当行グループの事業等に係るリスクと同種のものもありますが、当行グループの中核的事业である銀行業と比較すると、対象事業等の中核である証券業は、市場環境の影響を受けやすいことなどから、一般的に業績変動が大きく、また、リスクの種類や程度も異なります。また、現在の不安定な市場環境等を考慮すると、対象事業等の取得による影響を従来の実績等から判断することは困難であり、その結果、当行グループの業績に与える影響の予測が困難となる可能性があります。

- ・競争激化に関するリスク
- ・有能な人材の確保に関するリスク
- ・事業戦略を遂行できないリスク
- ・近時の国内外の経済金融環境に関するリスク
- ・金利や為替レートの変動に関するリスク
- ・有価証券ポートフォリオの価値下落に関するリスク
- ・取引の相手方・発行体等のデフォルトリスク
- ・オペレーショナルリスク
- ・流動性に関するリスク
- ・法令・規制等に関するリスク
- ・自己資本規制比率に関するリスク
- ・訴訟等の紛争リスク
- ・投資事業に関するリスク

上記リスクを含む対象事業等に係るリスクが顕在化した場合、当行グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得

当行は、平成21年5月1日開催の取締役会において、シティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社（以下「日興シティHD」）等との間で、日興シティHDが直接又は間接に保有する、①リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社（以下「旧・日興コーディアル」）の全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）、②ホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社（以下「旧・日興シティ」）の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業、③上記事業に関係する関係会社又は民法上の組合の株式又は組合持分並びに④その他の資産（「日興」に関連する商標権、政策保有株式等）を、関係当局の許認可が得られることを前提に取得することを決議いたしました。

この決議に基づき、当行は、平成21年10月1日付で、旧・日興コーディアルの全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）と旧・日興シティの国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業を会社分割により承継した日興コーディアル証券分割準備株式会社の株式を全て譲り受けることで、上記の事業・資産等を取得いたしました。

なお、日興コーディアル証券分割準備株式会社は、同日付で「日興コーディアル証券株式会社」に社名変更しております。

## 6 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は1百万円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、9,199億円と前年同期比185億円の減益となりました。厳しい経営環境ではありましたが、当行における金利動向を的確に捉えた国債等債券損益の計上等により、前年同期並みの水準を確保しております。

また、営業経費につきましては、経費削減への取組みを一段と強化したことから、前年同期比130億円減少の4,497億円となりました。

一方、与信関係費用は、当行において、政府の景気対策効果や取引先の状況に応じたきめ細かな対応に取り組んできた成果、海外マーケットの状況改善等により、前年同期比672億円減少したことを主因に、連結ベースでは前年同期比440億円減少の2,387億円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比370億円増益の2,153億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は前年同期比395億円増益の1,344億円となりました。

当中間連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間比
連結粗利益	9,384	9,199	△185
資金運用収支	6,418	6,439	20
信託報酬	12	5	△7
役務取引等収支	2,008	1,763	△244
特定取引収支	△100	1,189	1,289
その他業務収支	1,045	△197	△1,242
営業経費	△4,627	△4,497	130
不良債権処理額 ①	△2,833	△2,391	442
貸出金償却	△1,384	△1,039	344
個別貸倒引当金繰入額	△1,062	△1,348	△285
一般貸倒引当金繰入額	△232	374	607
その他	△154	△377	△223
株式等損益	△182	△85	96
持分法による投資損益	84	15	△69
その他	△42	△88	△45
経常利益	1,782	2,153	370
特別損益	△14	77	91
うち減損損失	△13	△17	△4
うち償却債権取立益 ②	5	3	△2
税金等調整前中間純利益	1,768	2,230	462
法人税、住民税及び事業税	△192	△392	△200
法人税等調整額	△257	△8	248
少数株主利益	△369	△485	△115
中間純利益	949	1,344	395

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)  
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

与信関係費用 (=①+②)	△2,828	△2,387	440
------------------	--------	--------	-----

(2) 財政状態の分析

①貸出金

貸出金は、当行における海外での慎重なアセット運営等により、前連結会計年度末比6,753億円減少して65兆4,073億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(未残)	660,827	654,073	△6,753
うちリスク管理債権	15,618	16,222	604
うち住宅ローン(注)	157,573	159,523	1,949

(注) 当行及び国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考]金融再生法開示債権(単体)

金融再生法開示債権は、前事業年度末比477億円増加して1兆2,419億円となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が306億円減少して2,890億円、危険債権が889億円増加して7,672億円、要管理債権が106億円減少して1,857億円となりました。なお、不良債権比率は前事業年度末の1.78%から上昇して1.90%となりました。

(単位：億円)

	前事業年度末	当中間会計期間末	前事業年度末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,196	2,890	△306
危険債権	6,783	7,672	889
要管理債権	1,963	1,857	△106
合計 ①	11,942	12,419	477
正常債権	660,285	642,422	△17,863
総計 ②	672,227	654,841	△17,386
不良債権比率 (=①/②)	1.78%	1.90%	0.12%
直接減額実施額	4,795	5,363	568

②有価証券

有価証券は、外国債券の残高が減少したこと等から、前連結会計年度末比3,732億円減少して27兆9,224億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	282,957	279,224	△3,732
国債	147,344	162,997	15,653
地方債	3,386	3,225	△161
社債	38,782	37,346	△1,436
株式	24,077	29,215	5,138
うち時価のあるもの	20,563	25,661	5,098
その他の証券	69,365	46,439	△22,926

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考]有価証券等の評価損益(単体)

(単位：億円)

	前事業年度末	当中間会計期間末	前事業年度末比
満期保有目的の債券	278	548	270
子会社・関連会社株式	△35	△149	△114
その他有価証券	△427	5,636	6,063
うち株式	△165	4,960	5,125
うち債券	△12	555	567
その他の金銭の信託	△2	△1	0
合計	△186	6,034	6,220

③繰延税金資産

繰延税金資産は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っており、残高は、前連結会計年度末比1,478億円減少して6,442億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	7,920	6,442	△1,478
繰延税金負債	272	245	△27

④預金

預金は、国内、海外ともに増加したことから、前連結会計年度末比3,634億円増加して76兆238億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比8,827億円増加して8兆3,468億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	756,604	760,238	3,634
国内	688,955	691,119	2,164
海外	67,649	69,119	1,469
譲渡性預金	74,640	83,468	8,827

⑤純資産の部

純資産の部合計は、5兆9,989億円となりました。

このうち株主資本は、普通株式の発行や中間純利益の計上等により、4兆278億円となりました。内訳は、資本金1兆2,629億円、資本剰余金2兆2,016億円、利益剰余金5,632億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,460億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,120億円、繰延ヘッジ損益△209億円、土地再評価差額金351億円、為替換算調整勘定△802億円となっております。

(3) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。